

町・県民税、所得税の申告はお早めに！



申告期間
2/16(水)～3/15(火)

今年も町・県民税と所得税の申告時期が近づきました。これは、町民の皆さんに1年間に得た所得を申告していただくものです。期限が近づくと込み合いますので、必要な書類を早めに準備して、町・県民税は税務課に、所得税は小田原税務署または税務課に2月16日(水)から3月15日(火)までの間に申告してください。

町・県民税の申告が必要な方

昨年中に所得があった方
住民登録のあるなしにかかわらず、今年の1月1日現在町内に在住し、昨年中に所得(給与、事業、不動産、年金、恩給、配当など)のあった方
給与所得者で、給与以外の所得があった方
給与所得を2か所以上から受けていた方
昨年中に所得がなかった方

町・県民税の申告が必要でない方

税務署へ確定申告書を提出される方

収入がないのに申告書が届いた方

申告書は、住民基本台帳に基づき昨年の申告状況や収入状況などを参考にしてお送りしています。
主婦や学生、病気などで所得のなかった方はその旨を記入して提出してください。
なお、申告がありませんと年金や児童手当などの給付、国民健康保険料や介護保険料の決定、所得証明書の発行などができませんので、必ず申告してください。

配偶者の収入と税金について

配偶者の控除には、配偶者控除と配偶者特別控除の2つがあり、配偶者の所得が38万円(給与収入にすると103万円)以下の場合にはどちらの控除も受けることができます。
しかし、今年の申告から配偶者特別控除が一部廃止になり、所得が38万円以下の場合には、配偶者特別控除を受けることができなくなりました。
この改正によって、配偶者の所得が38万円以下の方は配偶者控除を受けることになります。
一方、38万円を超えて76万円(給与収入にすると141万円)未満の方は配偶者特別控除を受けることができます。

控除額は配偶者控除が38万円(町県民税は33万円)、配偶者特別控除が所得に応じて最高38万円(町県民税は最高33万円)です。
配偶者の所得が年末調整で申告した金額と異なっている場合は確定申告してください。
配偶者本人の税金は、所得が38万円以下であれば所得税は課税されません。また、町・県民税は平成16年度までは35万円(給与収入にすると100万円)以下であれば課税されません。したが、地方税法の改正により平成17年度からは32万円(給与収入にすると97万円)以上で課税となります。

配偶者(妻)の所得と税金

| 配偶者(妻)の所得(給与収入) | 夫の税金(所得税、町・県民税) | | 妻の税金 | |
|------------------|-----------------|---------|--------|--------|
| | 配偶者控除 | 配偶者特別控除 | 所得税 | 町・県民税 |
| 32万円以下 (97万円以下) | ある | ない | 課税されない | 課税されない |
| 32万円超 (97万円超) | | | | 課税される |
| 35万円以下 (100万円以下) | | | | 課税されない |
| 38万円以下 (103万円以下) | ない | ある | 課税される | 課税される |
| 38万円超 (103万円超) | | | | 課税される |
| 76万円未満 (141万円未満) | | | | 課税される |
| 76万円以上 (141万円以上) | | | | 課税される |

夫の所得が1,000万円以上の場合、配偶者特別控除は受けられません。

こんなとき還付申告すると所得税が戻ります

住宅取得控除
自分で居住するために一定の要件に該当する住宅を購入したとき、新築または増改築したとき、また土地を取得したときは、一定の借入金などの残高を対象

贈与税の申告は3月15日(火)までに小田原税務署へ

平成16年中に、個人から土地や建物などの不動産、現金、預貯金、株式などの財産の贈与を受けた方で、贈与を受けた財産の合計額が110万円を超える方は、贈与税の申告が必要です。また、「相続時精算課税制度」を選択

として税額控除が受けられます。
医療費控除
平成16年中に、本人や本人と生計を一にする親族のために支払った医療費は、保険金などで補てんされる分を差し引いた金額から、総所得の5%か10万円のいずれか少ない金額を差し引いた金額が医療費控除額となります。
控除限度額は200万円、控除を受けるには、領収書などが必要で、
年末調整に控除が間に合わなかった場合
扶養控除や社会保険料、生命保険料などの控除が年末調整に間に合わなかった方が対象となります。
申告には、源泉徴収票や保険料の支払証明書などが必要です。なお、還付申告は2月16日以前でも受け付けます。

贈与税の申告と納税は、財産の贈与を受けた方が、住所地の所轄税務署へ行います。
贈与税の申告(納税)期間は、2月1日(火)から3月15日(火)までです。
平成年分の課税売上高が3千万円を超える事業者の方または「消費税課税事業者選択届出書」を提出された事業者の方は消費税の確定申告を行ってください。
消費税の申告(納税)は3月31日(木)までです。
また、平成15年分の課税売上高が1千万円を超える事業者の方は課税事業者となり、平成17年分の消費税の申告が必要になります。新しく課税事業者になる方は速やかに「課税事業者届出書」を提出してください。
照会先
町・県民税、所得税について
税務課 ☎5・7750
所得税、贈与税、消費税について
小田原税務署
☎0465・35・4511

申告相談所の開設

| 箱根町申告相談 町・県民税、所得税) | | 税理士会による無料相談 所得税) | |
|---------------------------------|------------------|------------------|-----------|
| 月日 | 会場 | 月日 | 会場 |
| 2月16日(水)～3月15日(火) 土曜日、日曜日を除く | 役場分庁舎4階 第6会議室 | 2月16日(水) | 箱根出張所 |
| | | 17日(木) | 仙石原文化センター |
| | | 22日(火) | 宮城野公民館 |
| | | 23日(水) | 宮城野公民館 |
| | | 24日(木) | 温泉公民館 |
| | | 26日(土) | 役場本庁舎 |
| | | 27日(日) | 住民ホール |
| | | 3月2日(水) | 温泉公民館 |
| | | 3日(木) | 宮城野公民館 |
| | | 4日(金) | 宮城野公民館 |
| | | 8日(火) | 仙石原文化センター |
| | | 9日(水) | 仙石原文化センター |
| | | 10日(木) | 箱根出張所 |

*受付時間 9:00～17:00
照会先 小田原税務署 ☎0465 35 4511

青色申告会による無料相談 所得税)

| 月日 | 会場 |
|-------------------|--------------------------|
| 1月25日(火)～3月15日(火) | 納税センター青色会館 (旧小田原合同庁舎) |

*受付時間 9:00～17:00
照会先 (社)小田原青色申告会 ☎0465 24 2611

小田原税務署では、2月20日(日)、27日(日)の2日間、申告を受け付けます。

第9回
市町村合併について考えよう
～近隣市町村との比較～
照会先 企画課 ☎5-9560

今月号は、教育環境について、近隣市町と比較してみました。
町では学校統廃合を検討していますが、現状をみると1学級あたり、教員1人あたりの児童・生徒数はだいぶ少なくなっています。

教育関係 (平成16年5月1日現在)

| 区分 | 幼稚園(公立) | | | | 小学校(公立) | | | | 中学校(公立) | | | |
|-------------------|---------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|--------|---------|-------|-------|-------|
| | 箱根町 | 真鶴町 | 湯河原町 | 小田原市 | 箱根町 | 真鶴町 | 湯河原町 | 小田原市 | 箱根町 | 真鶴町 | 湯河原町 | 小田原市 |
| 設置数(園、校) | 4 | 1 | 1 | 6 | 5 | 2 | 3 | 25 | 3 | 1 | 1 | 12 |
| 児童・生徒数(人) | 118 | 33 | 38 | 551 | 556 | 431 | 1,435 | 11,045 | 303 | 225 | 741 | 5,300 |
| 学級数(級) | 12 | 2 | 2 | 21 | 39 | 20 | 43 | 396 | 12 | 9 | 21 | 168 |
| 教員数(人) | 19 | 3 | 2 | 27 | 53 | 30 | 43 | 583 | 40 | 19 | 21 | 340 |
| 1学級あたりの児童・生徒数(人) | 9.83 | 16.50 | 19.00 | 26.24 | 14.26 | 21.55 | 33.37 | 27.89 | 25.25 | 25.00 | 35.29 | 31.55 |
| 教員1人あたりの児童・生徒数(人) | 6.21 | 11.00 | 19.00 | 20.41 | 10.49 | 14.37 | 33.37 | 18.95 | 7.58 | 11.84 | 35.29 | 15.59 |